

内閣参質一七八第二六号

平成二十三年十月七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員山本香苗君提出地方防災会議への女性委員の登用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本香苗君提出地方防災会議への女性委員の登用に関する質問に対する答弁書

一及び三について

都道府県防災会議の委員については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第五項の規定により、同項各号に掲げる者をもって充てることとされ、専門委員については、同条第七項の規定により、関係地方行政機関等の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命することとされている。また、市町村防災会議の組織については、同法第十六条第六項の規定により、都道府県防災会議の組織の例に準じて、当該市町村の条例等により定めることとされている。

政府としては、地方防災会議（都道府県防災会議及び市町村防災会議をいう。以下同じ。）の性格等を考慮しつつ、女性の参画の拡大という観点も含め、地方防災会議における学識経験者の参画の在り方について検討してまいりたい。

二について

政府としては、男女双方の視点に配慮した防災を進めることは重要であると認識しており、引き続き、地方公共団体に対し働きかけを行うなど、地方防災会議における女性委員の登用を促進してまいりたい。

